

- ◆ 行動計画：感染症危機発生時に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示したもの
- ◆ 国は、新型コロナの対応や関係法令等の整備、統括庁の設置等の体制整備、国及び都道府県の総合調整権限及び指示権限の創設・拡充等を踏まえ、計画を改定

政府行動計画改定のポイント

※新型インフルエンザ等対策推進会議資料を踏まえ、大阪府にて整理

新型コロナ対応等での課題

(1) 平時の備えの不足

- ①主に新型インフルエンザを想定した計画
- ②検査体制や医療提供体制の立ち上げ
- ③国からの情報共有や特措法運用に当たって都道府県との連携の課題

(2) 変化する状況への対応の課題

- ①変異等による複数の波への対応と長期化
- ②対策の切り替えのタイミング
- ③社会経済活動とのバランス

(3) 情報発信の課題

- ①可能な限り科学的根拠に基づく情報発信
- ②行動制限を伴う対策の意図などの伝達
- ③感染症に係る差別・偏見等の発生

【改定後】政府行動計画

(1) 平時の準備の充実

- ①新型インフル・新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症も念頭に置いた計画
 - ②都道府県知事と医療機関との協定等に基づく迅速な検査・医療提供体制の整備
 - ③都道府県等と連携した平時より実効性のある訓練を定期的に実施
- ※上記以外に、行動計画の実施状況を毎年度フォローアップ、おおむね6年ごとに改定

(2) 対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- ①中長期的に複数の波が来ることを想定
- ②状況の変化（病原体の特性、感染状況等、ワクチン・治療薬の普及等）と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえたリスク評価に基づく対策の柔軟かつ機動的な切り替え
- ③・対策項目の拡充（6項目→13項目）と記載の充実 →
 - ・対策項目ごとに3区分（準備期、初動期、対応期）に再設定の上、準備期の取組みを充実
 （改定前：未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5区分）
 - ・有事のシナリオを整理の上、必要となる対策の選択肢を記載
 - ア 初動期 感染拡大防止を徹底し、早期の収束を目標
 - イ 対応期 封じ込めを念頭に対応する時期／病原体の性状等に応じて対応する時期／
ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期／特措法によらない基本的感染症対策へ移行

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③サーベイランス【旧計画は②・③で1項目】
- ④情報提供・共有、
リスクコミュニケーション【追加】
- ⑤水際対策【新規】
- ⑥まん延防止
- ⑦ワクチン【新規】
- ⑧医療
- ⑨治療薬・治療法【新規】
- ⑩検査【新規】
- ⑪保健【新規】
- ⑫物資【新規】
- ⑬国民生活・国民経済

(3) 情報発信の強化

- ①～③平時からの感染症等に関する普及啓発やリスクコミュニケーションの実施等

➡ **幅広い感染症による危機に対応できる社会をめざす**